

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食品の物価高騰に対する特別加算	きよせ市民生活応援給付金給付事業	①物価高騰の影響を受ける生活者への食品等の経済的負担を軽減するため、低所得者や子育て世帯、高齢者などに対象者を限定せず、市民全員を対象とした支援を行う。なお、市内のお米券取扱事業者が少ない実状を踏まえ、より市民の実態に即した効果的な食品等の購入支援として現金給付を実施する。 ②補助金:375,000千円、事務費105,000千円 ③給付金額:375,000千円(対象75,000人×1人5,000円) 事務費:105,000千円(人件費、委託料、通信運搬費等) ④基準日時時点で市内に住所を有する者	R8.2	R8.3
2	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	有機質肥料利用促進事業	①物価高騰の影響を受ける農業者へ有機質肥料の購入費用に対する補助(上限30千円)を行うことで、農業者の経済的負担を軽減し、持続可能な農業の推進と経営の安定化を図る。 ②補助金:1,200千円 ③有機質肥料購入費用(上限30千円)×想定40件=1,200千円 ④有機質肥料を購入した市内農業者	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	きよせ・チルドレンファーストチケット事業	①物価高騰が続く中で、0歳児から5歳児(未就学児)までを養育している子育て世帯の支援を行うことで、子育て世帯の経済的負担を軽減する。 ②補助金:27,000千円、事務費等1,120千円(通信運搬費6千円、商工会委託料1,114千円) ③補助金:27,000千円(対象4,000人×申請率75%×執行率90%×10千円(一人あたり)、事務費等1,120千円) ④市内在住の0歳児から5歳児(未就学児)までを養育している子育て世帯(清瀬市商工会を經由)	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小・中学校における給食費支援事業	①物価高騰の影響を受ける義務教育対象年齢の子供を養育する世帯を支援するため、給食費の全額無償化を行う。 ②賄材料費(小中学生分の給食費) ③小学校:対象人数3,493人(当初予算時点)×(@280円~310円…学年によって変動)×(1年生186回、2年生以降190回)=195,432,620円 中学校:対象人数1,664人(当初予算時点)×@345円×183回=105,056,640円 その他(C):市町村総合交付金 97,017千円 :東京都効率学校給食費負担軽減事業補助金 122,156千円 :一般財源 51,317千円 ④小・中学校に通う児童・生徒 ※教職員の給食費は除く。	R7.4	R8.3
5	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰対策農業者支援事業	①原油価格、物価高騰の影響を受ける市内農業・畜産業者を支援するため、直近1年分の動力光熱費と肥料・飼料等に要した経費の10%(上限10万円)を支援する。 ②補助金:10,300千円 ③給付金原資:10,100千円(101件×上限100千円)、事務費等200千円 ④原油価格、物価高騰の影響を受ける市内農業者(清瀬市商工会を經由)	R7.6	R8.3
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対策商工業者支援事業	①原油価格、物価高騰の影響を受ける市内に主たる事業所がある中小企業者等を支援するため、直近1年分の光熱水費、燃料費に要した経費の10%(上限10万円)を支援する。 ②補助金:46,750千円 ③給付金原資:45,000千円(750件×上限100千円(申請額平均6割)、事務費等1,750千円) その他(C):一般財源 33千円 ④原油価格、物価高騰の影響を受ける市内に主たる事業所がある中小企業者及び個人事業者(清瀬市商工会を經由)	R7.6	R8.3
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護事業所などにおける物価高騰支援事業	①原油価格、物価高騰の影響を受ける市内の介護事業所等を支援するため、エネルギー支援、物価高騰支援を行う。 ②補助金:16,029千円 ③A:在宅サービス事業所(2,200円×18事業所×12ヶ月=475,200円) B:居住系サービス事業所(2,000円×207人×12ヶ月=4,968,000円) (2,900円×81人×12ヶ月=2,818,800円) C:介護保険施設(1,500円×431人×12ヶ月=7,758,000円) +調整用9,000円 ④原油価格、物価高騰の影響を受ける市内の介護事業所等 A:都支援対象外で、市が都と同様の支援を行う事業所 B:都支援対象外で、氏が独自に支援を行う事業所 C:一部都支援あり、対象外の物価高騰の影響分の支援を行う事業所	R7.9	R8.3
8	②エネルギー・食品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小・中学校における給食費支援事業(給食費単価増額分)	①物価高騰の影響を受ける義務教育対象年齢の子供を養育する世帯を支援するため、給食費の全額無償化を行う(給食費単価増額分)。 ②賄材料費(小中学生分の給食費) ③小学校:対象人数3,493人(当初予算時点)×(@300円~330円…学年によって変動)×下半期105回=115,671,150円…下半期所要見込額 下半期所要見込額-当初予算額(下半期分)=7,335,300円 中学校:対象人数1,664人(当初予算時点)×@390円×下半期105回=68,140,800円…下半期所要見込額 下半期所要見込額-当初予算額(下半期分)=7,862,400円 その他(C):市町村総合交付金 5,659千円 :東京都効率学校給食費負担軽減事業補助金 7,545千円 :一般財源 55千円 ④小・中学校に通う児童・生徒 ※教職員の給食費は除く。	R7.9	R8.3
9	①エネルギー・食品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	小・中学校における就学援助支援事業	①物価高騰の影響を受ける就学援助対象者に対して、1人あたり10,000円の援助費の上乗せを行う。 ②補助金:7,400千円、事務費等82千円(通信運搬費82千円) ③補助金:7,400千円(小:460人×10,000円、中:280人×10,000円)、通信運搬費:82千円(460人+280人)×110円) ④市内公立小中学校における就学援助対象者	R7.9	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
10	④消費下支え等を通じた生活者支援	心身障害者自動車ガソリン費助成事業	①物価高騰の影響を受ける心身障害者(児)に対して、日常生活のために自動車の運行に伴うガソリン費用の一部を補助することにより、日常生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図る。 ②扶助費:12,000千円 ③扶助費:12,000千円(月30リットル/平均(@5,800)×274人×3回、障害者手帳3級以上は月50リットル/平均(@8,200)×294人×3回) ※補助上限:1リットルにつき54円/①…月30リットルの場合は年6,480円/②…月50リットルの場合は年10,800円 (過去の決算額÷人数で算出し、伸び率等を考慮して平均額を算出している。) ④身体障害者手帳(6級以上)の交付を受けている者、愛の手帳(4度以上)の交付を受けている者	R7.4	R8.3
11	④消費下支え等を通じた生活者支援	福祉タクシー利用助成事業	①物価高騰の影響を受ける心身障害者(児)に対して、外出の手段としてタクシーを利用する場合に、その利用料金の一部を助成することにより、日常生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図る。 ②扶助費:9,000千円 ③扶助費:9,000千円(前期19,800円、後期19,800円/上限(平均15,000円)×300人×2回(前期後期分)) (過去の決算額÷人数で算出し、伸び率等を考慮して平均額を算出している。) ④身体障害者手帳(1級及び2級)の交付を受けている者、愛の手帳(1度及び2度)の交付を受けている者	R7.4	R8.3
12	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	太陽光発電機器等設置事業	①物価高騰の影響を受ける市民が、光熱水費等の抑制を目的に新エネルギー機器等を設置した場合にかかる費用を助成する。 ②補助金:8,000千円 ③補助金:8,000千円(太陽光発電:100千円×50件、蓄電池50千円×50件、エネファーム50千円×10件) ④新エネルギー機器等を設置した市民	R7.4	R8.3